

活動報告

【会合】

法整備支援へのいざない

国際協力部教官

村田 邦行

第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部は、2020年11月14日（土）、大学生、法科大学院生及び若手法曹等を主な対象として、公開シンポジウム「法整備支援へのいざない」を開催しました。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全面オンライン形式での開催となりました。

本稿は、本シンポジウムの概要についてご紹介するものです。

なお、本稿中、意見にわたる部分は、本職の私見です。

第2 本シンポジウム開催の趣旨・背景

本シンポジウムは、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）との共催で開催している連携企画¹「アジアのための国際協力in法分野2020」の第2弾です。

本シンポジウムは、若い世代の方々に法整備支援活動の内容をご紹介するとともに、法整備支援に携わるためのキャリアパスを共に考えることを目的として開催しています。

このため、できるだけ多くの学生の皆さんや若手法曹の方々に本シンポジウムの開催を知っていただきたく、大学・法科大学院、日本弁護士連合会、独立行政法人国際協力機構（JICA）、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）東京貿易情報センター等の関係機関にご協力いただき、広報活動を行いました。

関係機関の皆様のご協力により、本シンポジウム当日は多くの方々にご参加いただくことができました²。このことは、我々にとって大きな励みになるとともに、法整備

¹ この企画は、2009年に法務省法務総合研究所等が主催したシンポジウムをきっかけとして始まったもので、2012年以降、年間を通じて、①初夏に法整備支援を知るための「入門編」となるセミナー、②夏休みの時期に法整備支援等に関する知識を深めることを主眼とした「サマースクール」（名古屋大学主催。本年は9月11日に開催。）、③秋頃に学生の発表を主体とする「法整備支援シンポジウム」（慶應義塾大学主催。本年は12月5日に開催。）の3企画をそれぞれ開催するという構成で、現在まで続いています。2016年から、当部が①の「入門編」となる本シンポジウムを主催し、企画・運営を行なっています。例年、本シンポジウムは6月下旬に開催していますが、本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催時期が11月となりました。

² 本シンポジウムは、134箇所と接続して開催されました。

支援や法分野の国際協力に対する若い方々の関心の強さを実感する機会となりました。

第3 本シンポジウムの内容

1 開会挨拶

本シンポジウムは、法務総合研究所上富敏伸所長の挨拶から始まりました。

上富所長の挨拶では、現在は新型コロナウイルス感染症の影響による制約があるものの、支援対象国における対面での活動の重要性に変わりはなく、法整備支援を担う人材は豊富である必要があること、他方、オンラインでの法整備支援活動といった今般の経験は、法整備支援をはじめとする国際関係業務において、地理的・時間的その他様々な制約を飛び越えることができるような、新しい可能性を含んだ何かを見つける契機にもなり得ること、このため、本シンポジウムに参加している若い方の新鮮なアイデアをこの分野で是非いかしてもらいたいこと、寄り添い型といわれる我が国の法整備支援がどのように行われているのか、これに携わる人がどのようなことを考えてどのように行動しているのか、具体的なイメージの一端をつかむ機会にさせていただきたいことなど、本シンポジウムの全体像が示されました。

開会挨拶に引き続き、3名のプレゼンテーションが行われました。

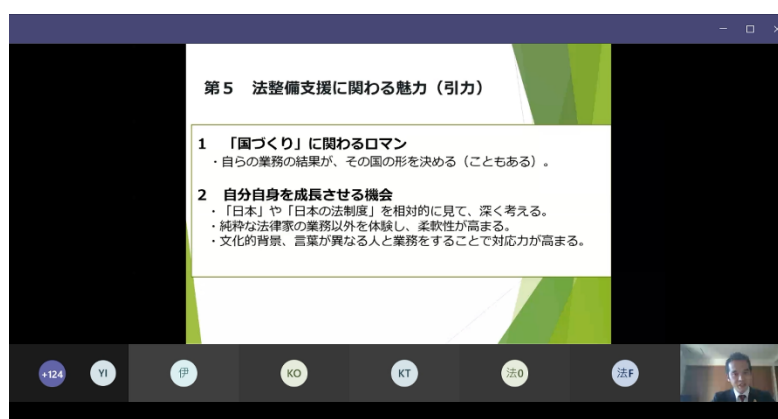
2 プレゼンテーション①「法整備支援の魅力（引力）～長期派遣専門家・国際協力部教官の活動を振り返って～」

まず、津地方検察庁検事の伊藤淳さんによるプレゼンテーションが行われました。

伊藤さんは、JICA長期派遣専門家としてラオスの法整備支援に携わったほか、法務省法務総合研究所国際協力部教官としても勤務した経験を持ちます³。

プレゼンテーションでは、長期派遣専門家及び国際協力部教官としての活動を振り返りながら、法整備支援の魅力をお話いただきました。

プレゼンテーションの概要は、以下のとおりです。



【伊藤さん（写真右下）のプレゼンテーションの様子】

³ 2016年4月から国際協力部教官として勤務し、その後、2017年7月から2020年3月までJICAラオス長期派遣専門家を務めました。

(1) 法整備支援に携わった経緯等

元々、大学時代にバックパッカーをする中で国際関係の業務に興味を持っていたところ、検事任官後、検事による国際協力の可能性を知ったり、国際協力部が実施する国際協力人材育成研修⁴に参加したりしたことがきっかけで法整備支援に携わるようになったとお話しになりました。

(2) 法整備支援の概要

法令の起草支援、法制度の運用支援、人材の育成支援が大きな柱であり、寄り添い型でオーナーシップの尊重が特徴である日本の支援では人材育成が中心であることのほか、ラオスの法整備支援プロジェクトにおける支援内容⁵をご紹介します。

(3) 国際協力部教官の業務

国際協力部教官として勤務した1年3か月間、大きく分けると、①法務省の行う法整備支援業務と、②担当国に関するJICAプロジェクトのサポート業務を行ったと述べ、各業務内容をご紹介します。

例えば、①については、担当国であったラオス以外の国で実施されているプロジェクトに関する日本国内での研修の企画や運営、国内の大学における講義、シンポジウムの準備・運営、ICDNEWSの企画などを行い、講義以外の業務は検事の業務には含まれないものばかりで戸惑うことが多かったとのことでした。

②については、ラオスのJICAプロジェクトが実施する本邦研修の企画や運営、ラオス現地でのセミナー講師などを行ったことをご紹介しますとともに、思い出に残る出来事として、2017年2月にラオスの民法典起草担当者を日本に招いての研修中に実施したシンポジウムの経験をご紹介します。このシンポジウムは、ラオス民法典起草に関する日本の支援について広く世の中の人に知ってもらうことを目的に、法曹関係者だけでなく、ビジネス関係者などにも出席を呼び掛けようとしたものの、当初、「ラオスや民法といった内容では20人ぐらいしか集まらないのではないか。」というような話もあり、プログラムの内容をビジネス関係者にも興味を持ってもらえるよう工夫をしたり⁶、参加者についても、在日本ラオス大使館からラオス大使にご出席いただくなどの努力をされたとのことでした。このシンポジウムでの経験に関し、伊藤さんが「法整備支援として行っている内容が素晴ら

⁴ 法整備支援に携わる人材を育成するため、法整備支援に関心を持つ法務・検察職員を対象に、法整備支援の理解を深め、将来法整備支援業務に従事する場合に必要な知識及び技術の一端を習得させることを目的として、国際協力部が実施している研修です。

⁵ 起草支援としては民法典の起草、法制度の運用支援としては刑事や民事の執務参考資料やマニュアルの作成、人材育成支援としては法曹を育成するためにラオスの大学、国立司法研修所、実務機関の研修所で利用するための教材作成や利用方法の教授などを行っていることをご紹介します。

⁶ ラオスに対する法整備支援やラオス民法典の起草支援の内容を紹介するだけでなく、例えばラオスで実際に業務展開をしている企業やラオスを含むメコン地域で企業活動を支援するジェットロによる現地のビジネス環境をテーマとしたプレゼンテーションや、ラオスの民法典起草関係者と日本のビジネスロイヤーの方々によるラオス民法典を前提としたビジネス上の法律問題に関するパネルディスカッションなどを企画したそうです。

しくても、必ずしも人を惹きつけるわけではないということを理解するとともに、内容とともに広報を充実させないと、内容の良い事業もいつかできなくなってしまうのではないかという危機感を抱かせた。」と述べていたのが印象的であり、後に述べる通り、伊藤さんのその後のラオスにおける活動の原体験になっているのだと感じました。

(4) 長期派遣専門家の業務

JICA長期派遣専門家としてラオスで活動した2年9か月間について、チーフアドバイザーと法律の専門家という二つの役割があったとし、それぞれについてお話しになりました。

ア チーフアドバイザーとしての役割

現地プロジェクトを総括する役割で、プロジェクト内部の各種統括業務のほか、外部との関係では、日本の機関だけではなく、ラオスの機関や他国の援助機関との間で、プロジェクトを代表して業務に関する交渉や調整などの業務を担い、例えば、プロジェクトを進めるに当り、他国が実施しているプロジェクトと連携する必要がある場合は、プロジェクトを代表して他国のプロジェクトの代表者と交渉を行い、また、他国のプロジェクトのイベントに出席して意見などを述べることもあったとのことでした。

伊藤さんは、その在任中に日本・ラオスの法分野の交流が20周年を迎え、ラオス民法典が国会で承認される⁷という状況に運良く遭遇したため、日本・ラオスの法分野の交流20周年とラオス民法典成立に関する様々なイベントをチーフアドバイザーの立場でまとめる機会があったとのこと、そのエピソードをご紹介いただきました⁸。

伊藤さんは、現在のプロジェクト⁹のチーフアドバイザーに就任した2018年7月の時点で、同年中にラオス民法典が成立する見込みが高かったため、就任直後からプロジェクト内の他の専門家と相談しながら、成立した場合のアピール方

⁷ 伊藤さんが離任した後の2020年5月27日、ラオス民法典が施行されました。

⁸ ラオス民法典の起草経緯や日本の支援状況などについては、以下のICDNEWSの記事をご参照ください。

- ・伊藤淳「日ラオス法司法分野協力関係20周年及びラオス民法典成立記念式典・講演」(第79号)
- ・松尾弘(慶應義塾大学大学院法務研究科教授)「ラオス法整備支援20年とその成果としての民法典」(前同)
- ・入江克典(JICA長期派遣専門家)「ラオス民法典の概要(総論)」(前同)
- ・入江克典「ラオス民法典の概要(各論)」(第80号)
- ・入江克典「ラオス民法典起草におけるドナー調整事例の紹介」(第81号)
- ・松尾弘「ラオス民法典の編纂—その特色と動態—」(第84号)
- ・入江克典「ラオス民法典の立法過程」(前同)
- ・ケート・ケティサック(ラオス政府前司法省副大臣、前最高裁判所長官)「ラオス人民民主共和国の民法典草案の起草について」(前同)
- ・ヴィサイ・シーハーパンヤ(ラオス国立大学法政治学部民事学科長)「2018年ラオス民法典について—ラオス国立大学において法律を教える教師の立場から」(前同)

ICDNEWSは、以下の国際協力部のホームページからご覧いただけます。

http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00067.html

⁹ ラオス法の支配発展促進プロジェクト(期間:2018年7月11日~2023年7月10日)。

法などの準備を始め、①日本とラオスで何らかの形で式典を開き、なるべく高位の方にご出席いただくこと、②マスコミなどに取り上げてもらったり、雑誌に寄稿したりして広く色々な方に知ってもらうこと、③民法典はあくまでラオス人のものなので、ラオス人に民法典を身近に感じてもらうツールを考えて活用することの3点に取り組んだとのことでした。

①に関しては、2018年12月6日に開催した日本とラオスの法・司法分野の交流20周年を祝う記念の懇談会をご紹介いただきました。この懇談会は、ラオス司法省の副大臣を団長とする研修団を日本に招聘した機会を捉えて、在日本のラオス大使や日本側の多くの関係者を招いて開催したものであり、20周年を祝うことが主目的でしたが、偶然この日にラオス国会で民法典の審議が行われることになり、懇親会開始直後に民法典が成立したというニュースが懇親会場に伝えられ、出席された日本・ラオスの多くの方に民法典の成立をタイムリーに祝っていただくことができたという点で、伊藤さんにとっても非常に印象的な出来事だったそうです。そのほかにも、2019年2月に開催した20周年記念と民法典成立を祝うイベント¹⁰などをご紹介いただきました。

②に関しては、法律に関する雑誌にラオス民法典起草に関する座談会の記事を寄稿したこと¹¹、日本の大手新聞やネットニュースなどにラオス民法典起草や20周年のことを知っていただきたい旨働きかけて取り上げてもらったこと、JICAや国際協力部の広報誌に日本語・英語で積極的に寄稿したことなどをご紹介いただきました。

③に関しては、プロジェクトで通訳をしていた方がミュージシャンだったため、作詞作曲をお願いしてラオス民法典の歌を作ってもらったことなどをご紹介いただきました¹²。

伊藤さんは、これらの活動に関し、「外国でこうした調整役や広報の活動をするのは色々苦労も多かったが、調整の仕事には検事の経験が、広報の仕事には国際協力部教官の経験が、非常に生きたと思っている。こういった一連の活動を経験できたことは私自身の対応力などを高めてくれたと感じており、非常に有意義な経験をさせていただいたと思っている。」などと述べていました。

イ 法律の専門家としての役割

検事出身の刑事実務家として、その実務経験や知識を伝えるという役割があり、ラオスの刑事司法制度の運用改善や法曹養成制度の改善に関する業務を行ったと

¹⁰ このイベントは、民法典が成立した直後の2018年12月から本格的に準備を進め、民法典の成立に焦点を当てたものであり、「日本・ラオスの20年の交流の成果としてこの民法典が成立したのだ」ということをキーワードとして、日本、ラオス、国際社会にアピールしようと考え、日本、ラオス、国際機関のハイランクの方にできるだけ来ていただけるように交渉を重ね、結果、多くの方が出席されたとのことでした。このイベントについては、脚注8で紹介した伊藤さんの記事に詳しく記載されています。

¹¹ 「法律のひろば」2019年3月号では法整備支援25周年を特集していますが、特集記事の一つとして、この座談会記事も掲載されています。

¹² ラオス民法典の歌（ラオス語・日本語）は、ICDNEWS第79号に掲載されています。

のことであり、具体的には、ラオスの司法制度の運用改善として、刑事訴訟法を適切に運用するための令状実務問題集のような実務上の問題を取り上げた事例問題集を作成し、また、ラオスの法曹養成制度の改善としては、法曹養成制度の現場で利用してもらう教材を作成する目的で、ラオスの刑事裁判で問題となった事例（裁判記録）を集めてきて模擬事件記録教材を作成したとのことでした¹³。

そして、模擬事件記録教材を普及しようとしたところ、大学や司法研修所、実務機関の研修所といった実務の現場から「模擬事件記録のようなものは見たことがないから使い方が分からない」と言われ、使い方をどうやって理解してもらおうかと考えていたところ、結局のところラオスには統一的な事実認定のルールがないことが問題なのではないかということに行き着き、模擬事件記録教材を普及するために、その一歩前にあるラオス版の刑事・民事の事実認定理論の確立を目指す活動をするることになり、この活動が伊藤さんにとって最も思い入れのある活動になったというエピソードをご紹介いただきました。

(5) 法整備支援の魅力

伊藤さんは、①国づくりに関わるロマンがある、②自分自身を成長させる機会になる、ということが法整備支援の魅力だとお話しになりました。

①に関して、ラオス民法典起草や事実認定理論の確立に向けた活動はまさにラオスの国づくりに関わっているという思いで活動していたとのことでした。

②に関して、伊藤さんは、「他国でマイノリティとして生活して仕事をするのはすごくストレスフルな経験でもあるが、非常に貴重な経験だった。日本の法制度を非常に強く意識するし、今まで当たり前だと思っていたことがそうではないということが多々あった。また、法整備支援の仕事、中でも広報の機会などは純粋に法律家の業務をしているとあまりないものだったが、様々な分野の人と接し、その人たちのニーズをくみ取っていくことで自分の柔軟性を高めてくれたり、視野を広げてくれたりしたのではないかと思っている。」と述べていました。

(6) 法整備支援に関心がある方へのメッセージ

伊藤さんは、法整備支援にはまだ確立されたものがなく、支援対象国における問題がどんどん新しくなるため確立することもないのだろうと思うので、短時間でも少しのことでいいので色々な方が関わり、様々なアイデアを出して法整備支援分野をより発展させてもらいたい、その一方で、相手国の立場からすれば長期間関わる人や何度も関わる人を求めているように感じることもあり、国づくりが一朝一夕に終わらないことも考えると、やはり「長期間・何度も」という人が必要だと感じているなどと述べていました。

¹³ この点については、以下のICDNEWSの記事をご参照ください。

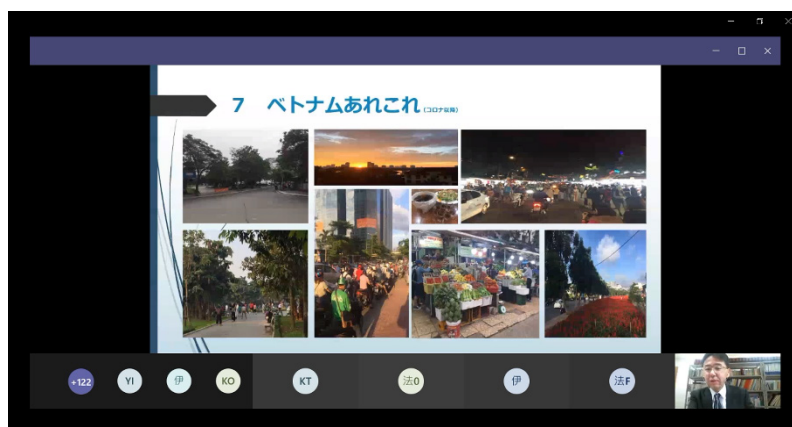
・伊藤淳「ラオスの刑事事実認定を巡る状況～ラオスにおける刑事事実認定の適正化に向けて必要な方法論の一考察～」(第78号)
・伊藤淳「ラオス刑事訴訟法(証拠法)研究～法制度整備支援における「運用支援」の一例の紹介～」(第80号)
・伊藤淳「ラオスの法学教育と法曹養成研修の現状と課題～ラオス法学の誕生を目指して～」(第82号)

3 プレゼンテーション②「JICA長期派遣専門家の業務～ベトナム法整備支援の現場から～」

次に、枝川充志弁護士によるプレゼンテーションが行われました。

枝川さんは、現在、JICA長期派遣専門家として、ベトナム現地で法整備支援活動をされています。

枝川さんには、ベトナムからオンラインで参加いただき、ベトナムの支援の現場から、長期派遣専門家の業務についてお話しいただきました。



【枝川さん（写真右下）のプレゼンテーションの様子】

(1) 法整備支援に携わった経緯等

枝川さんは、法科大学院進学前、JICA職員として主にアフリカの支援業務に従事した経歴を持ち、弁護士になって様々な民事・刑事事件などを経験された後、2018年4月からベトナム法整備支援プロジェクトの長期派遣専門家として現在に至ります。

枝川さんは、JICAや外務省でアフリカ支援に携わる機会があり、ここでの復興支援などの経験を通じて、国が混乱に陥る様に触れ、人々の権利を支える制度作りをしていく必要があるのではないかと思うようになったことや、自分の関心領域に越境できる職業だと考えたことから、弁護士を志したとのことでした。弁護士になってからは弁護士業務が多忙となるなど様々な制約の中で当初の希望を実現する機会がなかったものの、法整備支援に携わっている方から声をかけられて今に至るとのことでした。

(2) ベトナムに対する法整備支援の歴史

ベトナムに対する法整備支援の歴史は長いですが、枝川さんは、参加者に対して、その概要をご紹介されました。

具体的には、1996年12月に開始したJICAプロジェクトの歴史は25年近くになること、最初は司法省を協力対象機関として始まって徐々に対象機関が増えていったこと、協力は1996年から突然始まったわけではなく、実際は1996年以前から名古屋大学名誉教授の森嶋昭夫先生がベトナム司法省との間で

信頼関係を築きながら協力の土台を構築され、法務省も研修を実施していたこと、こうした先達の努力や尽力、信頼関係の上に現在までの歴史があることなどをお話しになりました。

(3) 法整備支援の成果（主な法案・執務資料など）

ベトナムに対する法整備支援では、これまでに様々な法案起草や執務参考資料作成の支援にプロジェクトが関与しています。

法令については、民法を筆頭とした民事関連法に関し、例えば、日本の民法の内容や経験を伝えながら、ベトナム側が起草する法案にコメントをするなどして制定過程に携わってきたこと、執務資料については、検察官マニュアル、判決書マニュアル、弁護士ガイドブックなどの作成に協力してきたことなどをご紹介します。

(4) 現行¹⁴プロジェクトの概要、プロジェクトの実施体制

JICAプロジェクトの一般的な構成など¹⁵にも言及しながら、現行プロジェクトの概要、具体的には、2015年4月から2020年12月までのプロジェクトであること、目標は三つに分類して設定されている（法令の整合性の確保¹⁶、民事関連法や民事・刑事実務の基盤整備の促進¹⁷、2021年以降の法・司法分野における中長期的な取り組みの共有）ことなどをご紹介します。

また、長期派遣専門家の構成などのプロジェクトの実施体制についてもご紹介いただきました¹⁸。この点、新型コロナウイルス感染症の影響により、枝川さん以外の長期派遣専門家が一時日本に帰国していた時期があり、この間はオンラインツールを活用し、リモートでのワークショップや会議を実施したとのことでした。

¹⁴ 本シンポジウム開催当時。本稿の「現行プロジェクト」は「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト（期間：2015年4月1日から2020年12月31日）」のことであり、2021年1月からは、新規プロジェクトである「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト（期間：2021年1月1日から2025年12月31日）」が始まりました。

¹⁵ 枝川さんは「通常、JICAが行うプロジェクトでは、将来的な目標としての上位目標を設定し、ベトナム側の政策課題や要望、日本側のリソースなどを考慮して、上位目標の下にプロジェクト目標を設定し、その目標達成のためにどのような成果を出すべきかという思考方法で成果を設定し、成果達成のための具体的活動を行っていく形になっている。要するに、目的・手段の関係で構成されている。具体的に何をやるかというのは、日本側にできることとできないこともあるので、ベトナム側と協議しながら決めていくことになる。」などと説明されていました。

¹⁶ 想定される課題として、用語の使い方が整合しているか、法律間の整合性がきちんと取れているか、下位の法規との整合性が確保されているかといった問題が挙げられるものの、そうした課題に全て応えるのは困難なため、例えば、協力内容の一つとしては、ベトナムのいわゆる立法関係法に関連して、整合性の確保のために日本が行っている法制定プロセスの経験を共有することなどを行っているとのことでした。

¹⁷ 法曹三者の実務能力向上、弁護士会の組織強化といったことを行っており、具体的内容として、民法や民事判決執行法の下位の法規に係る法令制定プロセスへの関与、裁判所との関係では、判例の意義や実務での運用の問題、調停や家庭裁判所での実務に関する経験共有、検察官マニュアルの改定への関与や検察実務についての経験共有、弁護士会の職務倫理規程改定への関与、弁護士実務の経験共有といったものを挙げていました。なお、弁護士会の職務倫理規程の改定については、枝川充志「ベトナム弁護士職務倫理規程の改正とJICAプロジェクトの協力」（ICDNEWS第83号）もご参照ください。

¹⁸ 枝川さんは、本シンポジウム開催当時の実施体制として、「長期派遣専門家4名が従事しており、チーフアドバイザー（検察官）、裁判官、弁護士、業務調整の4名で構成されている。」と述べましたが、2021年1月から新規プロジェクトが開始した（前掲脚注14参照）ことにより、現在の長期派遣専門家の構成は上記と異なります。

(5) 法整備支援のやりがい

枝川さんは、法整備支援のやりがいの一つとして、日本と異なる法・司法制度を作る人、運用する人、研究する人、学ぶ人にとって意見を戦わせる、議論することができる点を挙げ、「ベトナムにも日本の法律事務所などがあるが、そこに勤務していても法律を作る人や運用する人に必ずしも会えるわけではないので、法整備支援ならではの出会いという気がする。こうした法・司法制度やそこに関係する人との出会いは、日本の法・司法制度や日本の社会のありようを相対化させてくれる。日本の制度が当然と思っていたものが、そうなのだろうかと問い返す機会になる。協力機関であるベトナム側の皆さんは日本の制度に関心があるが、日本で当然と思っていることもベトナムの慣習では当然ではないことがあるので、そういったことも把握しながら説明しなければならない。知れば知るほど、当たり前といえば当たり前なのだが、日本の法・司法制度も日本という社会、歴史、統治構造、教育システム、郵便システムといった様々な要素の上に成り立っている制度であることが分かる。こうした気付きを与えてくれて、ベトナムの皆さんと議論して、なるほどそういう発想をするのか、という経験ができるのは本当に面白い場面でもある。」と述べていました。

また、創意工夫が求められる点もやりがいの一つとのことであり、「例えば、日本の担保制度を知りたいとの要請があった場合、ベトナムと制度が異なる中でどうやって伝えたらいいかというのを常に考えなくてはならず、このようなときは、自分でベトナムの制度を勉強するだけでなく相手の制度を知らないことを前提に質問を考え、それに答えてもらうようなやりとりを通じて、相手がどのような理解の仕方をしていて実際に何を問題にしているかを把握するようにしている。もっとも、このようなやりとりでは通常通訳を使っており、翻訳の微妙な違いによって理解の仕方がまるで違うこともあり得ることから、細心の注意を払いながら先方の制度の考えを把握し、答えていく必要がある。これらはとても大変な作業ではあるが、知的な格闘ともいえるし、そこにやりがいがある。」と述べていました。

そのほかにも、ベトナムの人々の社会や文化に直接触れられる点が楽しみや醍醐味であり、「言葉を少しでも話せるようになるとベトナムの人は親しみを持ってくれる。食事も楽しみの一つ。社会主義ではあるが、本音と建前の中で人々が生きているような気がして、ある種のたくましさのような世界に触れられることは現場に駐在することの醍醐味という気がする。」と述べていました。

(6) 法整備支援の難しさ

枝川さんは、このようにやりがいのある法整備支援ではあるものの、難しさもあると述べていました。

その一つとして、言葉の意味と理解の度合いの点を挙げていました。枝川さんは、普段通訳を介して仕事をしており、特に相手とのセミナーやワークショップにおける協議は通訳を介して行っているとのことですが、「お互いに理解し合っているのか

という点がいつも気になっており、例えば、自分の質問の理解が先方の質問の趣旨と合っているのか、時に確認を要する場合がある。同じ言語同士でもこのような確認が必要な場合はあると思うが、言語が異なる場合にはなおさら必要になると思う。これは実際に時間がかかる作業でもある。」と述べていました。

また、法律の言葉は難しく、単語をそのまま訳しても意味が分からないときがあり、翻訳についても、字面を訳したものなのか、意味を取って訳したものなのか、確認しなければならないときがあることも難しさの一つとして指摘されていました。

そのほかにも、ベトナムでの活動を通じて、何でも文書に記載しないとそれは存在しない制度だという感覚が非常に強く、例えば法律文書に根拠規定がないとそれは扱えないという姿勢があることや、判例は最高裁が選定した39¹⁹のみである一方、法律の下に多くの下位法規（議定、通達など）があるため、下位法規を知らないと全体像が分からず、法律を改正すると下位の法規もたくさん改正しなければならないもののこの改正が追い付いていないという実態があることなどを感じており、これらを踏まえて法整備支援を行うことにも難しさがあるとのことでした。

最後に、枝川さんは、歴史のあるベトナムに対する法整備支援における経験の継承について、難しいものの重要な課題であると指摘し、「歴史の長いプロジェクトにおいて、日本人の中でそれをどうやって引き継いでいくかは難しい点だと思う。経験したことをそのままコピーして引き継げればいいのだが、体得したことを引き継ぐのは容易ではない。言語化、記録化して残していく作業が必要だと思う。私と同じような経験を他の専門家も経験し、共通して体得した内容がある場合、それはある種の暗黙知といえるのではないかという気がする。そうした共通の暗黙知のようなものを承継していく作業が必要だろうと思っている。しかし、これは『言うは易く行うは難し』で、私のようなJICAの関係者がやっていかなければならないと感じている。」と述べていました。

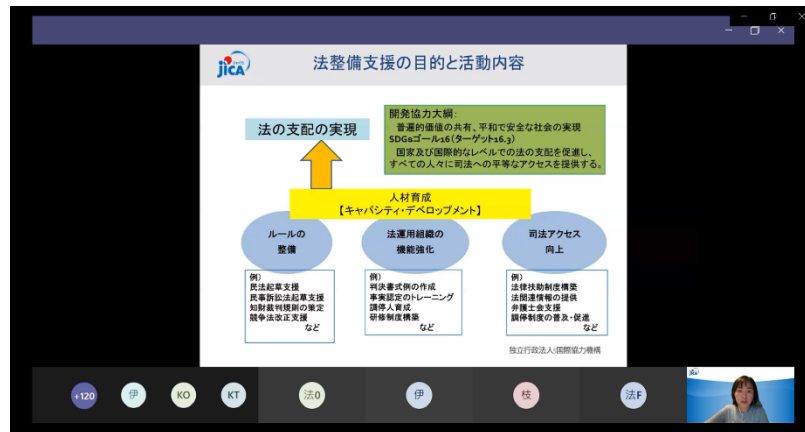
4 プレゼンテーション③「JICAによる法整備支援」

次に、井出ゆりさんによるプレゼンテーションが行われました。

井出さんは、JICAガバナンス・平和構築部法・司法チームの主任調査役として、JICAの行う様々な国の法整備支援に携わっています。

井出さんには、JICA職員の立場から、JICAによる法整備支援の内容とこれから法整備支援に携わる人へのアドバイスについてお話しいただきました。

19 本シンポジウム開催当時。



【井出さん（写真右下）のプレゼンテーションの様子】

(1) 法整備支援に携わった経緯等

一昨年²⁰まで16年間弁護士として仕事をしており、弁護士時代は倒産事件や事業再生といわれる分野、特に「国際倒産」分野の仕事に多く携わっていたこと、以前より国際協力にいつか関わりたいという思いがあり、JICA職員に転職したこと、現在はJICAにおいて、ミャンマー、バングラデシュ、ウズベキスタン、スリランカ、東ティモールなどの案件を担当しているほか、公正取引委員会の協力を得て実施している競争法に関する案件を複数担当していることをお話しになりました。

(2) JICAの事業概要、日本の法整備支援の歴史

まず、JICAが日本政府の実施する政府開発援助（ODA）を実施する独立行政法人であること、法整備支援は途上国に対する協力²¹のうち技術協力に主に該当することなどをご紹介いただきました。

次に、日本の法整備支援の歴史・系譜²²について、刑事司法分野での集団研修は1960年代から実施されていたが、本格的な法整備支援が開始されたのは1990年代半ばになること、森寫昭夫先生がベトナムで民法の講義をされたことが契機となり、日本政府としても本格的にベトナムでの民法制定支援をすることになり、そこからODAとしての法整備支援を本格的に開始したこと、市場経済化を契機として法整備支援が開始された国としてベトナム、ラオス、中国、ウズベキスタン、モンゴルなどがあること、紛争影響国における法整備支援としてはカンボジア、東ティモール、ネパール、コートジボワールなどがあること、知的財産権法やビジネス環境の整備を契機として法整備支援が開始された国としてインドネシアやミヤ

²⁰ 本シンポジウム開催当時。

²¹ 技術協力、有償資金協力、無償資金協力が主な協力の形であることやこれらの概要もご説明いただきました。

²² JICAは、2018年に「世界を変える日本式『法づくり』」（文藝春秋）という書籍を出版しました。同書には、様々な法整備支援プロジェクトの歴史について、これまでに関わった方のインタビューに基づいて紹介されています。また、JICAの法整備支援ポータルでは、国別の活動内容を紹介しています。さらに、JICAの機関誌「Mundi」やパンフレットなどもJICAのホームページ（<https://www.jica.go.jp/index.html>）で公開されています。

ンマーがあることなどをお話しになりました。

(3) 法整備支援の目的と活動内容

法整備支援について、ルールの整備に関する活動²³、ルールを運用する組織の機能強化に関する活動²⁴、ルールを運用する人材の育成に関する活動の三つがあること、このほかにも、近年、法・司法制度とそのユーザーである市民をつなぐための司法アクセスの向上に関する活動²⁵も近年増えていること、これらの活動はいずれも究極的には法の支配を実現するという目的のために実施されていること、法整備支援は開発協力大綱²⁶の下で非常に重要な協力として明記されており、SDGsの達成に向けた重要な活動であるとも位置付けられている²⁷ことなどをお話しになりました。

井出さんは、JICAの協力に関し、「法の支配を実現するため、整った法律や制度が出来上がればいいということではない。JICAの協力はいつか終わるものなので、協力が終わった後もその国の法律をその国の人々が自分たちのものとしてしっかり運用して改善していくことができるようにすることが極めて重要だと思う。その観点で、JICAの協力では人材育成を非常に重視している。出来上がった法律を翻訳して渡すのではなく、寄り添い型とあって、現地の方々と一緒に考えて活動することを重視して協力を行っている。」と述べていました。

(4) JICAの法整備支援におけるアクター

本シンポジウム開催時点では、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの長期派遣専門家が日本に一時帰国している状態だが、通常プロジェクトでは、長期派遣専門家が現地におり、支援対象国の機関と法案の検討などの活動を行っていること、JICAの現地事務所が日々のプロジェクト活動を支援するとともに、現地の司法分野や他のドナーの活動に関する情報収集やプロジェクトとの情報共有を行っていること、日本の法律専門家が長期派遣専門家にアドバイスする、法務省（国際協力部）が日本での研修を行うなどの形で国内関係者・関係機関がプロジェクト活動に協力していること、JICA本部は、プロジェクト全体をフォローアップして、定期的にプロジェクトや相手国機関との間で活動の進捗や方向性について議論する

²³ 例として、民法の起草支援、知的財産法の裁判手続に関する規則の起草支援、競争法改正に関する支援を挙げていました。

²⁴ 例として、裁判所や検察庁、競争当局といった組織の機能強化を目的とした、トレーニングの実施、マニュアルの作成、研修制度の構築に関する支援を挙げていました。

²⁵ 法律扶助制度の構築や弁護士会の支援のほか、（法運用組織の機能強化と重なる部分があるものの）開発途上国では訴訟のコストや時間などを考えると特に所得水準が低い脆弱層の人たちにとって裁判を利用して紛争を解決するのが難しい面があるため、調停制度の普及促進を進めるような活動も活発に行っているとのことでした。

²⁶ 日本がODAを行うに当たっての理念や基本的な考え方をまとめた文書。重点課題の二つ目に「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」が挙げられていますが、法の支配は普遍的価値の中の重要な理念の一つです。開発協力大綱は、以下の外務省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou_201502.html

²⁷ 2015年に国連で採択されたSDGsのゴール16、特にその中のターゲット16.3は「国家および国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する」というものです。

ほか、新規案件などに関しては、JICA内の他部署とも連携しての検討や、現地事務所や長期派遣専門家の協力を得ての調査を行い、将来の協力を考えるといった業務を行っていることをご紹介いただきました。

また、本シンポジウムの参加者から事前にいただいた、新型コロナウイルス感染症の影響で長期派遣専門家が待避している間の支援活動に関する質問に関し、井出さんは、「厳しい状況にあるが、支援対象国の機関とオンラインでつないでワーキンググループを実施したり、日本の専門家を講師に招いてオンラインセミナーを実施するといった活動をしている。また、支援対象国において将来的に使ってもらうことを想定したオンライン教材を法務省の協力も得ながら作成している。これを機に今後より良い形で協力ができるような素材作りも行っていきたい。日本の関係機関を実際に見てもらったり、支援対象国の機関職員を日本に招いて実施する研修の重要性は何物にも代え難いものがあるが、オンライン教材などが整備されれば、それを使ってより多くの方に現地で勉強してもらえなどといったメリットもあると思うので、今後はこれらをうまく組み合わせて活動していけるといいのではないかと考えている。」と述べていました。

(5) 国際協力への多様な関わり方

JICAの活動は、官公庁、日本弁護士連合会、大学など多くの関係機関の協力を得て実施しており、JICAだけでなくこういった関係機関の立場から国際協力に関わることも考えられること、JICAのような特定の国の援助機関以外にも、国際機関やNGOなど様々なアクターが国際協力に関わっており、国際機関職員として国際協力に関わることも考えられることなどをお話しになりました。

(6) 法整備支援に関わる方へのメッセージ

元々弁護士として活動していた井出さんは、JICA本部で法整備支援案件に関わることで、実務の場では当然だと思っていた法制度や法学教育の重要性を実感するようになったとのことでした。一例として紹介されていたのが、バングラデシュやスリランカでの経験でした。両国では訴訟の大幅な遅延が問題になっていますが、井出さんは、南アジアで訴訟遅延が深刻という話を以前から知識として知っていたものの、実際に現地の裁判所を訪問して、その実情の一端を目の当たりにしたそうです。法学教育の点でも、日本であれば法律を勉強しようとするればたくさんの教科書や論文があるのは当たり前で、判例も見ることができる環境にありますが、支援対象国の多くでは基本的な法律に関する教科書もまだきちんとそろっていない国もあるし、日本で当たり前になっていることがまだまだそうでない国があるということを経験として理解できたそうです。井出さんは、「弁護士として実務をしているときも、やりがいを持って仕事できていたと思うが、個別の実際の事件の処理とは別に、制度的な観点から司法の世界を見るということも非常に学びの多い日々であると感じている。」と述べていました。

また、井出さんは、JICA職員として法整備支援に関わることについて、「J I

CAは異動がある組織のため法整備支援に必ず関われるわけではないが、開発機関の立場から関わるというのも非常に面白いと思う。今後就職活動などで検討している方がいたら、そういう選択肢も考えていただくといいと思う。法曹になった場合には、専門員あるいは特別嘱託として本部に来てもらい、その後、長期派遣専門家になってもらう形もある。JICAとしては、開発機関の内部で開発援助の考え方や他の分野の協力のあり方に触れた方が、裁判官や検察官、弁護士などの法曹と一緒に法整備支援プロジェクトに関わることも期待している。非常に限られたポストになってしまうと思うが、関心のある方にはそういった情報にも目を向けていただけたら大変うれしく思う。」と述べていました。

5 質疑応答

3名のプレゼンテーションの後、プレゼンターと参加者との間で質疑応答が行われました。

質疑応答は、参加者から事前にいただいた質問や、当日いただいた質問に関し、活発に行われました。

ここではいくつかの質問を取り上げ、その概要をご紹介します。

まず、法科大学院に通う学生の方の「法整備支援をキャリアとして実現するため、法科大学院生の中にどのような準備、学習、経験をするべきか。将来、法分野での国際協力に携わることを視野に入れてキャリアのスタートを考える場合に考慮しておくべきことは何かあるか。」という事前質問について、質疑応答が行われました。この質問について、枝川さんは、「法科大学院の間は、日本の法律をしっかりと勉強することに尽きると思う。要するに、海外に出て何か日本のことを説明する場合、日本のことをよく知っていないと駄目だということ。例えば、ある法についてその歴史がどうなっているのかということであり、他国の制度、特にフランスやドイツまで知っているとベトナムでは豊かな議論ができるという気がしている。もし勉強するならフランスやドイツの法制度をと考えるが、まずはやはり日本の法・司法制度かなと思う。また、実務に就いた後に色々な経験をするのも非常に大事だと思う。お互いさまですが、相手方は日本人ということで日本の制度は当然知っているものだと思って聞いてくる可能性があるので、色々な経験をしていくことは非常に有効である。」などと回答されていました。この点について、伊藤さんも「色々なことに興味を持って勉強するのが一番いいと思う。日本の制度や法律をまず詳しく知ることが一番いいのではないかと自分の経験からも思っている。」と述べていました。

また、社会人の方からの「現地の方との人間関係に関する秘訣」という事前質問については、伊藤さんが、「飛び込んでいくことが一番だと思う。外国に行けば私たちはマイノリティで、そういう中で生活して仕事をするのはやはりストレスがたまると思うので、それを認識した上で楽しめるメンタリティは持っていた方がいいと思う。私は、できないことはできないと認めて、どんどん周りに助けを求めることをしていた。そのためにはやはりコミュニケーションが大事だと思ったので、分からないことはどん

どん聞いていた。ラオス語が全然できなかつたこともあり、周りにいた日本語・ラオス語話者や英語・ラオス語話者の人に飛び込んで行き、情報を得たりして生活していた。言葉ができない分、お酒を一緒に飲んだり、ラオス人が好きなサッカーやバドミントンを一緒にしたりしていた。こういったことを楽しめるようになると、生活も仕事もやりやすくなると思う。」などと答えていました。

そのほか、大学教員の方から井出さんに対し、支援対象国における調停制度の普及などに関する当日質問がありました。井出さんは、ミャンマー、バングラデシュ及びモンゴルにおける状況²⁸などを説明されました。



【質疑応答の様子（上段左：司会の庄地教官，下段中央：質問者）】

6 閉会挨拶

本シンポジウムは、I C C L Cの酒井邦彦理事の閉会挨拶で幕を閉じました。

酒井理事からは、グローバル化が進む中、法律という共通言語を皆で共有できる枠組みを作る、法の支配を各国に行き渡らせるという重要な役割が法整備支援にはあること、伝統的な法律制度から欧米の法律制度を継受した上でそれを実施して機能させ、経済発展につなげていった国は世界に日本しかなく、開発途上国の多くは日本から学びたいという気持ちを持っており、法整備支援において日本が果たせる役割はたくさんあることなどをお話しいただくとともに、本シンポジウムを通じて法整備支援という仕事のやりがいを感じてもらい、好奇心を持って法整備支援にチャレンジしていただきたいと、参加した皆様にエールを送っていただきました。

²⁸ ミャンマーに関しては、法整備支援プロジェクトにおいて調停の普及促進を行っており、調停法はないものの、民事訴訟法を改正して調停を制度化することが検討されていること、パイロットコートという形で幾つかの裁判所で調停の試験運用が行われていること、ミャンマーの最高裁判所が調停普及のためのビデオを作って広報していることなどを紹介されていました。バングラデシュに関しては、当初は訴訟事件の滞留解消を目的として調停支援を開始したが、調停は裁判数を減らすだけでなく、当事者の負担が小さく、また、お互いに合意して円満に紛争解決できるなどの良い点があるため、調停の普及促進に向けた支援をしていることなどを紹介されていました。モンゴルに関しては、以前に行った調停に関する支援のフォローアップをしていることを紹介されていました。

第4 おわりに

おかげさまで、本シンポジウムは、多くの方々にご参加いただくことができました。

参加者からは、「検事になって法整備支援という角度から世界の司法制度に関わりたいと強く思った。」「現地に行く人だけではなく、現地にいる人をサポートするため国内から法整備支援に参加する方法もキャリアの選択肢になり得ると感じた。」などの感想をいただきました。

今回のシンポジウムが、ご参加いただいた皆様にとって、法整備支援や国際協力の分野への興味や関心を強めていただくきっかけとなり、またご自身のキャリア形成を考える際の一助となれば幸いです。

最後になりましたが、お忙しい中、プレゼンテーションをご快諾いただきましたプレゼンターの皆様、法整備支援の意義や本シンポジウムの趣旨をご理解いただき、共催・後援いただくとともに広報活動にもご協力いただきました関係機関の皆様には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

ありがとうございました。